

学校法人京都薬科大学寄附行為

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、学校法人京都薬科大学と称する。

(事務所の所在地)

第2条 この法人は、事務所を京都市山科区御陵中内町5番地（京都薬科大学内）に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い学校教育を行い、薬学に関する有能な人材を育成することを目的とする。

(設置する大学)

第4条 この法人は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

京都薬科大学 大学院 薬学研究科
薬学部 薬学科

第3章 役員及び理事会

(役員)

第5条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 11人
- (2) 監事 2人

2 理事のうち1名を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。

3 理事長は、学長及びこの法人の職員（この法人の設置する学校の教員その他の職員を含む。以下「職員」という。）を兼ねることができない。

(理事の選任)

第6条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 学長
- (2) 副学長のうちから理事会において選任した者 1人
- (3) 評議員のうちから評議員会において選任した者 5人
- (4) 有識者のうち理事会において選任した者 4人

2 前項第1号及び第2号の理事は、学長又は副学長の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

3 第1項第3号の理事は、評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

(常務理事)

第7条 理事のうちから、理事総数の過半数の議決により若干名の常務理事を選任することができる。常務理事の職を解任するときも、同様とする。

2 常務理事は、理事長を補佐し法人業務を分掌する。

(常任理事)

第7条の2 理事長は、理事のうちから、常任理事を若干名指名することができる。

- 2 常任理事は、理事会に付議される事項について、事前に審議する。
- 3 常任理事は、理事総数の過半数の議決によりこれを解任することができる。

(監事の選任)

第8条 監事は、理事、職員、評議員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であつて、理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

- 2 前項の選任に当っては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。
- 3 監事は、常勤とすることができる。

(役員任期等)

第9条 役員（第6条第1項第1号及び第2号に規定する理事を除く。この条において同じ。）の任期は、3年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 第5条第2項に規定する理事長の任期は、2期6年までとする。
- 3 役員は、再任されることができる。
- 4 役員は、就任（再任を含む）時、75歳未満とする。
- 5 役員は、任期満了の後であっても、後任の役員が選任されるまでは、なおその職務（理事長又は常務理事にあつては、その職務を含む。）を行う。

(役員補充)

第10条 理事又は監事のうち、その定数の5分の1をこえる者が欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

(役員解任及び退任)

第11条 役員が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上出席した理事会において、理事総数の4分の3以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき。
- (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
- (3) 職務上の義務に著しく違反したとき。
- (4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2 役員は、次の各号に掲げる事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 死亡
- (4) 私立学校法（昭和24年法律第270号。以下「私立学校法」という。）第38条第8項第1号又は第2号に掲げる事由に該当するに至ったとき。

(理事長の職務)

第12条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

(理事代表権の制限)

第13条 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(理事長職務の代理等)

第14条 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事のうちからあらかじめ理事会において定めた順位に従い、当該理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

(監事の職務)

第15条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) この法人の理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (4) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
 - (5) 第1号から第3号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実あることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
 - (6) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。
 - (7) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べること。
- 2 前項第6号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の開催日とする招集の通知が発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。
- 3 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくはこの寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(理事会)

第16条 この法人に、理事をもって組織する理事会を置く。

- 2 理事会は、この法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
- 3 理事会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、理事総数の3分の2以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から7日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所、日時及び会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。
- 7 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。
- 8 理事長が第4項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。
- 9 前条第2項及び前項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。

- 10 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。ただし、第13項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。
- 11 前項の場合において、理事会に付議される事項について、あらかじめ書面をもって意思を表示した理事は、出席者とみなす。
- 12 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 13 理事会の議事について、特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(業務の決定の委任)

第17条 法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の事項であつて、あらかじめ理事会において定めたものについては、その決定を理事会において指名した理事に委任することができる。

(議事録)

第18条 議長は、理事会の開催の場所、日時、議決事項その他について、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長及び出席した理事のうちから互選された理事3人が署名、押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。
- 3 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

(常任理事会の設置)

第19条 理事会の円滑な運営に寄与するため、理事会に常任理事会を置く。

- 2 常任理事会に関し必要な事項は、別に定める。

第4章 評議員会及び評議員

(評議員会)

第20条 この法人に、評議員会を置く。

- 2 評議員会は、次の各号に掲げる評議員をもって組織する。
 - (1) 学長
 - (2) 第6条第1項第2号の副学長
 - (3) この法人の職員のうちから選任した者 8名
 - (4) この法人の設置する学校、私立京都薬学校及び京都薬学専門学校を卒業した者（職員を除く。）で、年齢25歳以上の者のうちから選任した者 14名
 - (5) 有識者のうちから選任した者 8名
- 3 前項第1号及び第2号の評議員は、学長又は副学長の職を退いたときは、評議員の職を失うものとする。
- 4 第2項第3号から第5号までの評議員は、理事会において選任する。
- 5 第2項第3号から第5号までの評議員の任期は、3年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 前項本文の規定にかかわらず、第2項第3号の評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは、評議員としての職を失うものとする。

7 評議員は、再任されることができる。

(諮問事項)

第21条 理事長は、次の各号に掲げる事項について、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

- (1) 予算及び事業計画
- (2) 事業に関する中期的な計画
- (3) 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）、基本財産の処分、運用財産中の不動産及び積立金の処分
- (4) 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給基準
- (5) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (6) 寄附行為の変更
- (7) 合併
- (8) 目的たる事業の成功の不能による解散
- (9) 寄附金品の募集に関する事項
- (10) その他この法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認めるもの
(会議)

第22条 評議員会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合は、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。
- 3 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所、日時及び会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。
- 4 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。
- 5 評議員会に議長を置き、評議員のうちから評議員会において選任する。
- 6 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決をすることができない。ただし、第9項の規定による排斥のため過半数に達しないときは、この限りでない。
- 7 前項の場合において、評議員会に付議される事項について、あらかじめ書面をもって意思を表示した評議員は、出席者とみなす。
- 8 評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は、評議員として議決に加わることができない。
- 9 評議員会の議事について、特別の利害関係を有する評議員は、その議決に加わることができない。

(議事録)

第23条 議長は、評議員会の開催の場所、日時、議決事項その他の事項について、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長及び議長の指名する出席評議員2人が署名、押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。

(評議員会の意見具申等)

第24条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の解任及び退任)

第25条 評議員が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、評議員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないとき。
- (2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2 評議員は、次の各号に掲げる事由によって、退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 死亡

第5章 資産及び会計

(資産)

第26条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第27条 この法人の資産は、これを分けて基本財産及び運用財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。
- 3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。
- 4 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産又は運用財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第28条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第29条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な金融機関に信託、定期預金若しくは定期郵便貯金として、理事長が保管する。

(経費の支弁)

第30条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。

(会計)

第31条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

(予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画)

第32条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

2 この法人の事業に関する中期的な計画は、3年以上5年以内において理事会で定める期間ごとに理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(責任の免除)

第32条の2 役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員が賠償の責任を負う額から私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般社団・財団法人法」という。）の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の議決によって免除することができる。

(責任限定契約)

第32条の3 理事（理事長、常務理事、業務を執行したその他の理事又はこの法人の職員でないものに限る。）又は監事（以下この条において「非業務執行理事等」という。）が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償責任を限定する旨の契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、私立学校法において準用する一般社団・財団法人法で定める額（以下「最低責任限度額」という。）を上限にこの法人があらかじめ定めた額と、最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第33条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決がなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても、同様とする。

(決算及び実績の報告)

第34条 この法人の決算は、毎会計年度終了後2月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

2 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

(財産目録等の備付け及び閲覧)

第35条 この法人は、毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（理事、監事並びに評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。以下同じ。）を作成しなければならない。

2 この法人は、前項の書類、第15条第1項第4号に規定する監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準及び寄附行為を事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、役員等名簿について同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項のうち、個人の住所に係る記載部分を除外して、閲覧させることができる。

(情報の公表)

第36条 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

(1) 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をし

たとき。 寄附行為の内容

- (2) 監査報告書を作成したとき。 当該監査報告書の内容
- (3) 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿を作成したとき。
これらの書類の内容
- (4) 役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき。 当該報酬等の支給の基準
(役員報酬等)

第37条 この法人は、役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算出した額を報酬等として支給することができる。

(資産総額の変更登記)

第38条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後3月以内に登記しなければならない。

(会計年度)

第39条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終るものとする。

第6章 解散及び合併

(解散)

第40条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- (1) 理事会における理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決
- (2) この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席した理事の3分の2以上の議決
- (3) 合併
- (4) 破産
- (5) 文部科学大臣の解散命令

2 前項第1号の掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認可を、同項第2号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第41条 この法人が解散した場合（合併又は破産によって解散した場合を除く。）における残余財産は、解散のときにおける理事会において出席した理事の3分の2以上の議決により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人に帰属する。

(合併)

第42条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第7章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第43条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第8章 補 則

(書類及び帳簿の備付け)

第44条 この法人は、第35条第2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に事務所に備えて置かなければならない。

- (1) 役員及び評議員の履歴書
- (2) 収入及び支出に関する帳簿及び証ひょう書類
- (3) その他必要な書類及び帳簿

(公告の方法)

第45条 この法人の公告は、京都薬科大学の掲示場に掲示して行う。

(施行細則)

第46条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

附 則

この法人の組織変更当初の役員は、左の通りとする。

- 1 この法人の組織変更当初の役員は、当分の間、従前の寄附行為によって選定された役員とする。
- 2 組織変更後のこの寄附行為による役員の選任は、すみやかに行わなければならない。
- 3 第1項の役員は、組織変更後この寄附行為の規定により役員が選任された場合には、その職を失うものとする。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可を得た日（昭和26年2月23日）から施行する。

(中 略)

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可を受けた日（昭和58年3月30日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可を受けた日（平成17年4月20日）から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この寄附行為は、文部科学大臣の認可を受けた日（平成19年7月5日）から施行する。
(適用区分)
- 2 この寄附行為第5条第1項第1号及び第6条第1項第2号から第4号の規定は、2008年5月30日から適用する。
- 3 この寄附行為第20条第2項及び第24条第1項第2号から第5号の規定は、2008年5月16日から適用する。

附 則

この寄附行為は、理事会承認の日（平成23年5月20日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成23年12月8日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、理事会承認の日（平成29年10月19日）から施行する。

附 則

2020年2月12日 文部科学大臣認可のこの寄附行為は、2020年4月1日から施行する。